Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	門閥としての弘農楊氏についての一考察
Sub Title	A study of Yang family (楊氏) of Hung-nung (弘農)
Author	竹田, 龍兒(Takeda, Ryoji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.613- 643
JaLC DOI	
Abstract	The name of Yang family of Hungnung had been widely-known among the Chinese ever since the days of Han Dynasty. It became very famous, however, after it produced the highest officials successively through four successive generations under the Later-Han Dynasty. The profession of the members of Yang family was the study of Confucianism, and the house of Yang produced many famous men. However, these famous scholars of the family were presumably incapable of making their fortune. At the time of War of Yung Chia 永嘉 (311), the Chin Dynasty removed its court to the south side of the Yangtze River. The Yang Family, however, failed to escape with the court. Accordingly, the family was in adverse circumstances under the Tung Chin Dynasty. Meanwhile, under the Northern Dynasty, the descendants of Yang Chieh 楊結 one of the members of the Yang family, enjoyed prosperity for a time. However, the Yangs in the Northern Dynasty made an enemy of the Erh-chu family, and were almost annihilated by the latter. Thus the power of the Yang family declined. With the advent of Sui and T'ang period, the Yangs restored their power in the courts of the two dynasties and founded their position in the political circles. Thus a family become powerful again under the two dynasties. However, the writer of this article is of opinion that it is a question whether those Yangs including the Imperial Family of Sui were, without exception, the descendents of the Yang family of Hung-nung as they professed themselves to be.
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0617

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

門閥としての弘農楊氏についての一考察

竹 田 龍 兒

などを窺つてみたいといふ點に存する。 基くのであるが、筆者が本來意圖するところはこの弘農楊氏を一つの具體例として六朝門閥形成の過程を考へその性格 の興味をそそつたからである。江南や山東の名門甲族をさし措いて敢えて楊氏を取り上げたのは主として以上の理由 の元獻皇后、 はれて深閨にあり」と詠はれ、玄宗の寵愛を獨占するに至つたかの楊貴妃を始め、則天武后の母の榮國夫人や肅宗の母 いると認められること、第三には隋の帝室楊氏がこの家系に屬すると傳へられていること、第四には「楊家に女あり養 に擇んだ理由は色々あるが、先づ第一はそれが後漢の末に四世三公を出して以來天下の名門として知られた家柄である 最初にどういふ理由で弘農楊氏を研究の對象として取り上げたかといふことについて述べて置きたい。 第二には唐書柳沖傳に見える柳芳の氏族論の基準からするも楊氏は天下有數の名族たるの資格を充分に具備して 更には杜甫や柳宗元や白樂天の夫人らが同じく弘農楊氏の出であると言はれていることなどが尠からず私 弘農楊氏を特

が、それを論證するには何と言つても正確な系譜の裏付けがなくてはならないと考へる。 そのためには 弘農楊氏が世々相當の官人を 相ついで出した所謂門閥で あつたことを先づ實證する 必要があるわけだ 近世の族譜類は子孫と稱する

門閥としての弘農楊氏についての一考察

ず存するのである。 門閥の系譜として比較的纒つた基礎的なものはと言へば、やはり唐書の宰相世系表を擧げなくてはなるまい。 人々 るようになつてきてはいるが、それでもなほ資料不足のために充分な解決を與へ得ないままに残されている點が尠から 書宰相世系表訂譌、 みについてみても勘からず遺漏が發見されるのである。それらの誤脫は世說人名譜や古今姓氏書辨證や淸の萬斯同 の宰相世系表も守屋美都雄氏や矢野主税氏が旣に指摘してをられる如くその內容に可成り杜撰な點があり、 の手によつて概ね見事に作り上げられてはいるが、我々としては輕々しく信ずることの出來ないものが多い。 周明泰の三國志世系表、 周嘉猷の南北史世系表などによつて可成り大幅に修正を加へることが 楊氏の例 しかしこ の唐 出

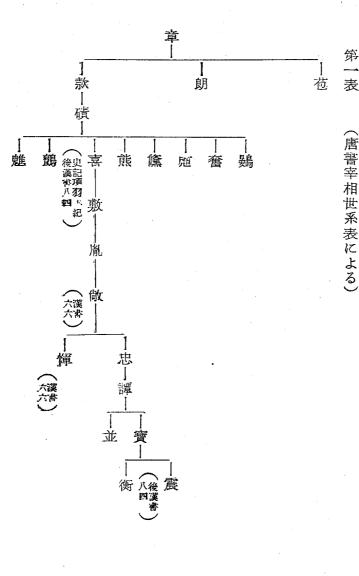
_

n は南に走つて華山の仙谷に逃れ、 石とか楊食我とか稱した。 しているが、 の子の伯石 すべきかに迷つたものゝ如くに思はれる。それらの諸説中比較的蓋然性のありさうに考へられるのは羊舌肸(字は叔向) たのは昭公二十八年六月のことであつて、左傳にはこの一族が難を避けて山西から陝西へ奔り華陰に永住云々といふ 楊氏の始祖に關しては唐書宰相世系表や元和姓纂などに夫々數種の異説が載つていて當時の撰者達もその何れを是と (字は食我)に關する說話であらう。晉の公族である羊舌四族のことは左傳の昭公・襄公 など の 羊舌四族の一人である肸の釆邑が平陽の楊氏縣にあつたので、(註1) しかるに彼は後に祁盈の黨であると目されて晉侯の滅ぼすところとなつたために、 やがて華陰に住み着くに至つたとは宰相世系表の傳へるところである。 子の伯石はこの邑を以て氏となして自ら楊 楊食我が殺さ 肸の子孫 條に散見

記事は見えていないから、恐らく楊家の所傳に基いたものであらうと想像せられるのであるが、また全くあり得ない虚

構の説とばかりは言へないやうにも思ふ。

ろで、 の華陰縣を本貫とせる楊氏は唐代に至るまで弘農を以てその郡望としていた。なほそれについて序ながら一言すれば、の華陰縣を本貫とせる楊氏は唐代に至るまで弘農を以てその郡望としていた。なほそれについて序ながら一言すれば、 ところでこの華陰なる地名の由來はこの地が華山の北に位するところから來ていることは改めて言ふまでもないとこ 前漢時代には京兆尹に屬していたが後漢に及んで東隣の弘農郡に編入されるに至つたものである。そのためにこ



門閥としての弘農楊氏についての一考察

と記しているのは乾隆帝の諱 弘農は時 顯祖獻文帝の諱弘を避けたものに相違なく、乾隆五十九年の編纂にかゝる華陰縣志や、 には恒農とも宏農とも書かれる。 (弘曆) を避けたものであることは容易に推測される。 すなわち魏書地形志や同書の楊播傳などは恒農に作つているが、 汪輝祖の史姓韻編などには これ は

に至つて始めて正史にその名を留めることとなつたわけである。 の軍功によつて呂馬童ら四人と共に封侯をかち得たのである。このことは史記の項羽本紀 その第六子が喜で、 將となつて臨晉君に封ぜられ、子孫は馮翊に居たと傳へられる以外にはそれらの人々の事蹟については全く知るを得な 六)に仕へて修武

(河南省修武縣)の守將となつた關係から子孫は河内郡に住するに至つたといはれ、 つたことが明記されている。この楊喜が弘農楊氏の祖先の一人であることは、 いのである。末子の款は秦の上卿で、その子の磧は沛公(劉邦)の軍に從ひ太史となつた人だと言はれ、八子がをつた。 唐書宰相世系表に從へば、 (卷三一) に見えている他、 高祖の時に功あり、赤泉侯に封ぜらる」とあるところから大體確認されるのである。さうすると弘農楊氏はこの喜 彼は垓下の圍を破つて南走する項羽を追つて鳥江のほとりにこれを自盡せしめた勇士の一人で、そ 戦國の末に楊章なるものがをりそれに三子がいて、長子の苞は韓の襄王 (前三一一一二九 漢書の高惠高后文功臣表第四 (卷一六) にも、 後漢書の楊震傳 彼が赤泉嚴侯に封ぜられて千九百戸を賜 (卷七)や漢書の陳勝項籍列 (卷八四) 次子の朗は秦の に 「八世の

帝の時丞相となり安平侯に封ぜらる」とあつて、 ところがなく、 漢書には別に楊敞なる人物の傳が卷六六に存している。それには華陰人也とあるだけでその祖出については何ら記 如何なる家系に屬する人なのか判然としないが、これまた前述の後漢書の楊震傳の續きに 敞が喜の後であることを知り得る。 もつとも漢書の功臣表には喜の子 高高 祖 敞、 昭

らく唐書宰相世系表の記載に從つて置くこと」する。 は 敷の子は毋害とありながら、 曾孫の名はブランクになつていて、 敞なる名は何處にも見出し得ないが、 今はしば

を激勵して漸く意志表示をなさしめたと傳へられるところからも窺はれる。 て宣帝を立てんとする重大謀議に與つた際、 て、その爲人は慎謹ではあつたが積極性に乏しく優柔不斷ともいふべき人物であつたらしい。それは彼が昌邑王を廢し 敞が丞相となり 安平侯に封ぜらる」を 得たのは一に霍光の信任を 得てその推輓に與つたためと 考へられるのであつ 「汗出でて背に洽く、徒だ唯々するのみ」であつたので、 傍から夫人が彼

引込んで 帝の親臣である戴長樂との反目が罪を獲る原因となつたのである。 自ら行能を矜り、好んで人の陰事をあばくといふ性癖があつたために人々の怨みを買ひ遂に失脚するに至つた。殊に宣 に與へられたが、惲はそれをすべて繼母の昆弟に贈つてをり、 たが封侯を得るに及んで悉くこれを宗族に散じて了つた。 思はれるのに對して弟の惲は波瀾のある生涯を送つている。 て了うといふ有樣で、 て左曹となり、 女であつたので幼少の頃から外祖太史公の著書に親しむと共に頗る春秋を修め材能を以て稱せられた。やがて擢でられ 彼には忠と惲の二子があり、忠は安平侯を襲爵し封邑五千五百四十七戸を食んでどうやら平穩な生活を送つたものと 産業を治め、 霍氏の謀反を逸早く探知して上奏した功により平通侯に封ぜられた。 頗る財を輕んじ義を好む風があり、 邸宅を増築し、 ひたすら財を以て娯みとしたので、 後母には實子がなかつたためその財敷百萬が彼の女の歿後彼 官にあつても廉潔公平を以て稱せられた。 彼は兄の任を以て郞となつて官界に入つた。 その後更に訾千餘萬が轉げ込んだが、 官爵を失つた彼は家居して一 これを傳へ聞いた友人の安定の太守孫會 初め惲は父の財五百萬を讓り受け ―恐らく鄕里の華陰 それもみな分施 しかるにその反面 母は司馬遷

宗は惲に 書を贈つて

大臣廢退するときは、 當に門を闔じて惶懼し、憐む可きの意をなすべし。 當に産業を治め賓客を通じ、 稱譽あるべか

と忠告した。これに對して惲は次の如き返書を與へている。

はしなかつた。會、日食があつたのを機會に翳馬猥佐成なるもののために「惲、驕奢にして過を悔いず、(註3) 局の押收するところとなり、遂に彼は大逆無道の罪に問はれて腰斬され、 の人の致す所ならん」と告げられ廷尉の取調べを取けることとなつた。ところが運悪く、 は薄く、 でが諫正せざるの罪に坐して庶人とされてしまつた。惲のこの「孫會宗に與ふる書」なる文章が祖父の司馬遷の「任少 となる。 熱し天を仰ぎ缶をうちて鳥鳥と呼ぶ。 は。(中略)臣罪を得ること已に三年なり。 竊に自ら思念すらく過すでに大なり、行すでに虧けたり、 今更態度を改めなければならぬ必要は少しも認められないといふのが彼の答へであつた。甥の安平侯楊譚も「侯の罪 また功あり、 力を戮せて耕桑し、園に灌ぎ、産を治めて以て公上に給す。 人生行樂せんのみ、富貴を須つとも何れの時ぞと。 まさに復た用ひられんとす」と少しく謹慎の意を表はすべきを奬めたが彼は一向に耳を借さうと 其の詩に日く、 田家に作苦し、歳時伏臘に羊を烹、羔を炰り、斗酒もて自ら勞ふ。酒後耳 彼の南山に田し蕪穢すれども治めず、一頃の豆を種え落ちて、其 當に農夫となりて以て世を沒へんと。 誠に荒淫して度なく、其の不可なるを知らざるなり。 意はざりき當に復た此を用て譏議をなすべしと 妻子は酒泉郡に徙されたばかりか、 彼が孫會宗に與へた手紙 是の故に自ら妻子を 日食の咎は此 甥の譚ま が営

卿に報ずる書」と相並んで文選卷二十一に收められているのもまた一奇である。

かしそれが楊家の誰々であるかを系譜の上で比定することは殆んど不可能である。 孫會宗に與ふる書」 の中で惲は 「家まさに隆盛なりし 時、 朱輪に乘れる者十人、 位列卿に在り」云々と述べている、 といふのは惲の一族で今日その名

を知り得るものは僅かに數人にすぎないからである。

數代にわたつて高官を出した家が史上に見え始めるのである。父子二代丞相を出した韋氏と平氏、さては許史金張の名 る如く、 氏は旣に門閥化していたものと認むべきであらうか。 で知られた許廣成 時代となるに及んで平等的社會から階層的社會への移行が次第に著しく感知されるやうになつてきた。 それはとも角として、 漢初の功臣は、 ・史丹・金日磾・張安世の各家がその代表的な例である。 張良を除いては、すべて布衣から身を起した者達であつた。 一族から同時に二千石以上の官人を十人も出していたといふことが事實であるとするならば楊 趙翼がつとに二十二史劄記の漢初布衣將相之局の項で指摘してい ところが武帝・ 昭帝を經て宣帝 すなはち引續き

貴顯の間 中で「士は宜しく才行を以て先となすべく、純ら閥閥を以てすべからず」(卷五六)と言へるところからも、 おいても門地門閥がものを言ふ時代が到來しつつあつたといふことが窺はれるのである。とはいへ惲の時代には、 記事などが見出されてくるのである。 この傾向は漢末から更に後漢に至るに及んで一層著しくなり、 にも官位の獨占や官職の世襲を圖らうとする動きは殆んど認められない樣に思は このことは必然的に門地尊重の風潮を誘發せずにはいなかつた。 後漢書には「其先七世二千石」(卷六一羊續傳) れる。 韋彪がその上 選擧の といる まだ 面 K

ているものでなくてはならない筈である。さうだとすれば前漢時代は門閥主義社會への胎動が漸く感じられつゝあつた そもそも門閥と呼ばれるに値するものは、 すでに政治的に何らか の特權を有し、 社會的にも優越せる地 位が められ

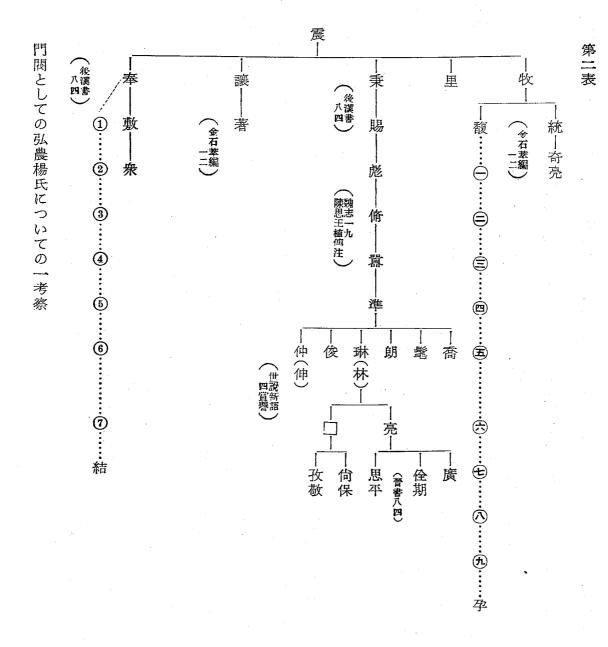
門閥としての弘農楊氏についての一考察

時代で、 一般的に言つて門閥と目すべきものはまだ成立していなかつたとみるのが至當かと考へる。

Ξ

讖緯説の盛行した時代にふさわしい興味ある物語である。 華陰の山中で一羽の黃雀が木の根元に墜ちて螻蟻のために苦しめられているのを發見して救つてやつたことがあり、彼 從事していた。 これをきいて王莽は龔蔣・龔詡の兩人と共に徴したが彼は跡をくらまして遂に仕へなかつたと い るに至つた。後漢書楊震傳 の子孫が相ついで三公の位に登るを得たのはその善行の報いであるといふ說話が後漢書の注に引かれている。 酒泉へ徙されたと傳へられる惲の子孫については全く知るところがないが、惲の兄忠の子孫はやがて大いに世に顯 光武帝もその高節を知つて公車もて召したが、老病のためにそれに應ずることが出來ず家に卒した。實が少年の頃 (卷八四) によると、忠の孫の寳は歐陽尚書を學び、漢末哀帝平帝の時に野にあつて講學に 如何にも れ

知る地知る我知る子知る、 の地の縣令として在任中であつたが、暮夜に金十斤を懷にして彼を訪れてひそかにこれを贈らんとし、 力めていたが、五十才にして始めて州郡に仕へ、大將軍鄧隲の推挽によつて茂才に擧げられ、 から「關西の孔子楊伯起」と稱せられた。 寶の子の震も少くして學を好み、 東萊太守に赴任の途上で彼が昌邑を通つた時のこと、 何ぞ知る無しと謂はん」とたしなめられ、大いに愧じてすごすごと辭し去つたいふ話は余り 歐陽尚書を太常の桓郁に學んだほか、 彼はいつの頃からか郷里を出て湖縣 かつて彼が荆州において茂才に擧げた王密なる者が、こ 明經博覽で究めないものはなかつたので諸儒 (河南省湖城縣) 荆州刺史や東萊太守を歴 に客居し、 震のために 専ら教育に 「天



るが、 關の西、 顯

・中常侍樊豐

・侍中周廣

・謝惲らが權勢を恣にせるを彈劾するなど大いに時弊の匡救に努めたが却て彼らの誣ひると 尉に任ぜられるや安帝の乳母の王聖母子らの不行跡を劾奏したり、帝の舅 は何の記載も見えていない。 に詔してその二子を郞に除した上、錢百萬を賜つて華陰の潼亭に手厚く葬らしめた。 が誅せられるに及んで、震の門生である虞放と陳翼が闕に詣つて師の冤罪を訴へたので、 にも有名である。 震がこの地に僑寓していたことやその當時の講堂である三鱣堂の遺趾などについては記しているが、 に代つて書を行はしめた」ので道行く人々はみな爲めに涕を流したと傳へている。 七十有余であつた。 ころとなつて翌年(一二四年)太尉を発ぜられた。 他方金石萃編や歐陽修の集古錄には河南省の関鄕縣に在りと出ている。試みに関鄕縣志を檢するに、 大道の北に在り、 永寧元年 樊豐らはこれを聞き吏を遣して震の喪を停めしめ、 其の碑はなほ存すとあつて、 (一二〇年) に劉愷に代つて司徒となり、 研究すべき余地もあるがやはり華陰縣の東四十里ばかりの地點なる潼亭説が正しいのでは 郷里に歸つた彼は痛憤に堪えずして自ら酖を飲んで卒した。 楊震の墓の所在については何らの疑問も存しないかのやうであ 延光二年(一二三年)には更に愷の後を襲うて太 棺を路上に放置させた上、 (耿貴人の兄)の牟平侯耿寶や閻皇后の兄閻 後、 後漢書本傳の注によれば、 歳余にして順帝が即位し樊豐ら 朝廷では震の忠節を認め、 震の諸子をして 墓の 所 在に 同書には 時に年 墓は 特 楊

衰四州 の專橫を痛論し官界の肅正に大いに力を致したことなどが知られている以外には末子の奉の官が城門校尉中書侍郎であ 震に は牧 の刺史を歴任したる後桓帝の侍講となり、 里・秉 讓 ・奉の五子があつたが、長子の牧が富波侯の相たりしことと、中子の秉が侍御史や豫(鮭々) 延熹五年(一六二)劉矩に代つて太尉となり、 司空の周景と共に宦 荊 徐

つたことが宰相世系表に記されている位で、他の二子里と讓に關しては何も判つていない。

趙翼は二十二史劄記の中で

二家代々名徳を以て國の世臣たり、徒に名位門第を以て相尚ぶに非ず。則ち尤も得難きなり。 て司空となり、 劉矩に代りて司空となる。秉の子賜、 に至るまで凡そ四世皆三公となる。 西漢の韋・平、再世宰相たること已に僅事に屬す。東漢には則ち歴世皆公となる者あり。 又黃琬に代りて司徒となり湻于嘉に代りて司空となり、 (中略) 古來世族の盛なること未だ(楊・袁) 二家の如き者はあらず。 劉郃に代りて司徒となり、又張溫に代りて司空となる。賜の子彪、 朱儁に代りて太尉錄尚書事となる。 楊震、 官太尉たり、其子秉 董卓に代り …而して 震より彪

代身を持すること淸廉且つ剛直でよく臣節を全うしたことを稱揚せる言に他ならない。 四世太尉たり、德業相繼ぎ袁氏と倶に東京の名族となすといふ」といひ更に「信なるかな、 ٤, とは」と記しているが、これは必ずしも祖先が少年の日に黄雀を助けてやつた善果であるといふのではなく、 一家から四代にわたつて三公を出すといふ前代未聞の盛事を特筆している。後漢書の撰者范曄も「震より彪に至る 積善の家には必ず餘慶あ 楊氏が累

引くところの續漢志の文によれば、 の召辟に應じなどして官界に入つたものであること、第三には清貧を以て知られていたことなどである。 以て世に立つていた人々であること、第二は何れも父兄の任によらず、茂才や孝廉に擧げられたり、或は三公や大將軍 震から彪に至る四世について我々は次の諸點に注目する必要があるやうに思ふ。第一は彼らは本來家學を傳へ學問を また延熹三年官を発ぜられて一時田里に歸つた秉についても、 「震は少くして孤貧にして獨り母と居り、 「雅素清儉にして家至つて貧窶、 地を假りて種植し以て供養に給」したと 後漢書の注に 日を幷せて

自ら「我に三不惑あり。 任城の故の孝廉景慮 酒 色・財なり」と言つているが、これは決して單なる自賛のみではなからう。 錢百餘萬を齎し就きて以て秉に餉る。秉門を閉して距絕して受けず」と記している。 乗は

あつて確かに再檢討の要があると思ふ。 に果して豪族を以てその母體とせるものであつたかどうかといふ疑問を提出されたが、これは大いに傾聽すべき意見で であつたと記されているものが尠からず見出されるところからして、後漢時代の官僚は從來一般に考へられていたやう 昨秋の史學會の大會において長崎學藝大學の矢野主稅教授が、後漢の官僚中にはすでに相當の地位にありながら貧乏 (補注參照)

獄されまさに大逆罪に問はれんとしていた。これを知つた孔融は慌てて曹操のもとに驅けつけて「楊公四世の淸德は海 が、 の貴ぶところとなるは、 内の瞻るところなり」云々とその不可を切言したので、操も已むを得ず彪を釋した。後漢書の本傳の注に引く華嶠 賜については、 「東京の楊氏袁氏は累世の宰相にして漢の名族たり。然れども袁氏は車馬衣服極めて奢僣にして、能く家風を守り世 さりとて大いに富んでいたとも考へ難い。子の彪は袁術と婚を通じていた關係から、 彼は 晩年臨晉侯に封ぜられ 邑千五百戸を 與へられていたから 必ずしも貧とは言へないか 楊氏に及ばざるなり」と楊袁二氏の優劣を論じて楊氏に軍配をあげている。 曹操の憎むところとなつて投 も知れな

四

に替えて植を太子たらしめようと企てたため罪を得て誅せられるに至つた。このことは楊氏にとつて一つの大きな躓 然るに彪の子の脩は、 袁術の甥であつたといふ關係以外に、 かねてから陳思王曹植に心を寄せ、丁儀兄弟らと共に丕

なっているやうに考へられる。

で默つていてくれ」と言ひ、それより凡そ三十支里ばかり行つた時分に「やつと判つたぞ。一つ君の解釋を書いてみ給 判るか」と訊ねた。そこで、脩が「はい、判りましてございます」と答へると、「俺も自分で考へてみるから、それま 通つたことがあつた。操は碑の背上に黃絹幼婦外孫整臼の八字が題されているのを見て、脩に向ひ「どうだこの意味が と乃ち三十里なるを覺れり」と脩の頭の廻轉の速さに敬服したといふ。 つては大きな損失であつたに相違ない。はじめ脩は曹操に仕へていたが、或る時操に從つて出かけ孝女曹娥の碑の前を へ」と命じた。二人の解は完全に一致していた。何れも絕妙好辭といふのであつたが、曹操は「我が才卿に及ばざるこ 門閥形伐の動きが本格化してくるのは魏晉時代からであるが、この大切な時期に有能な人物を失つたことは楊氏にと

傳へられる。 ・ の準も惠帝の末に冀州刺史に拜せられたが、 脩の子の翻 (囂) は晉の武帝の泰始の初年に典軍將軍となり、股肱と賴まれたが不幸にして二十七才で世を去り、子(等) 朝威の衰頽せるをみて酒を縱にし、官事につとめず專ら逍遙を意としたと

にして既に國器なり」と稱揚している程の人物であつた。 準には喬・髦・朗・琳・俊・仲の六子がをり、「みな美名を得、論者おもへらく悉く臺輔の望ありと。 に及んで明帝のために捕べられて殺されんとしたが、幸にして帝が崩じたために難を免るるを得、後に彼は三公にまで も朗は謝安によつて「朗は是れ大才なり」と推稱されてをり、大將軍王敦もまた「世彦は識器理致、才は隱なるも明斷 つねに追嘆して曰く、中朝亂れざりせば諸楊の公となること未だ已まざりしならんと」と世說新語は記している。 彼ははじめ王敦に仕へて南郡の太守となつたが、 文康庾公(亮) 敦が敗れる 中で

門閥としての弘農楊氏についての一考察

登り、盛んに無名の人才を登用して名聲を謳はれた。(誰と)

の準(淮)も二兒の優劣をつけかねていたと言はれる。この兩人は共に二千石であつたが、髦は石勒の害するところと(誰) それに續く五胡の擾亂に捲き込まれ五胡に仕へるに至つたものと考へられる。 なつた。琳 朗の二人の兄、喬と髦とは、夫々當時の名士である裴頠と樂廣の認むるところとなつてその推奬を受けていたので父 (林) は晉書 (卷八四) によれば、「少くして才望あり、 **亂に値ひ胡に沒す」とあつて、** 多分永嘉の亂或は

なつていた時代であつてみれば、彼らもかゝる時代の空気を吸つて成長した「時代の子」ででもあつたのであらう。 至る七世名德あり」と言はれた名家の末には似合はしからぬ人物であつたらしい。儒教的禮教主義が全く顧みられなく 史に終る。貞幹を以て名を知らる」とあつて、亮の頃になつて漸く南遷したものであることが知られる。 かも彼らは り、次子の佺期は「性沈勇果勁」と稱せられ、兄の廣と弟の思平は「强獷麤暴」と記されていて、何れも「震より準に 準の六子についてはこの程度のことが知られるに過ぎない上に、その子孫の判明しているのは琳(林)の系統のみで 晉書の楊佺期傳 (卷八四)によれば琳の子の亮は「少くして偽朝に仕へ、のち國 (即ち東晉)に歸し、 亮に三子があ 梁州の刺

氏や陳郡の謝氏らとは違つて、 排抑した」ので佺期らは慷慨切齒して機會あらばその志を逞しくせんものとひそかに期していたといはれる。 といはれた程の强烈な門閥意識の持主であつた。ところが時人は「其の晩く江を過ぎ、 自ら云ふ、門戸承籍江表に比するものなしと。 楊氏はその南遷の時期がおそく、晉朝の再興に何ら重要な役割も演じてをらない上に、 其の門地を以て王珣 (王導の孫) に比する者あるも猶ほ 婚宦類を失せるを以て毎に之を 瑯邪の王

排斥するところとなつたのである。 當時の貴族社會に於て喧しく論じられた宦・婚、 通婚關係については、 即ち官職と婚姻の兩面で甚だ當を得ないものがあつたため貴族仲間 殷仲堪が桓玄の跋扈をおそれて佺期と婚を通じたことが知ら

亮及び佺期みな武功を以て官となり、又傖荒と婚をなす。故に類を失すと云ふ

れる以外には、

通鑑の胡注に

とあるところから、佺期が彼自身と同樣の愴楚即ち北方人と婚姻を通じていたのを知り得るに過ぎない。

氏遂に滅ぶ」とさへ記しているのである。 千期が公座の中で彼を面折したのを怒つて劍を拔いて直ちにこれを刺殺したために斬に處せられ、 またその後罪を得て誅せられたため、四世三公を出した楊氏の一支派は遂にここに斷絕した。 に内訌が發生し、 佺期は好機至れりとなし、ひそかに期するところがあつたが、やがて王恭が敗死するに及んで玄と仲堪及び佺期との間 は元來軍事に習熟してをらなかつたので軍旅のことは一切佺期兄弟に委ねた。 またま王恭が兵を擧げて建康政府の實力者王道子を伐つや殷仲堪と桓玄の二人は之に應じて起つた。しかしながら仲堪 なつたが病を以て職を去つた。間もなく荆州刺史の殷仲堪が引いて司馬となし、江績に代つて南郡の相たらしめた。 つた。弟の思平は従弟の尙保及び孔敬と蠻中に逃れ、劉裕が兵を起したのを聞いて始めて歸國して各地の太守や刺史を 佺期は若くして軍府に仕へ、苻堅の軍と戰つて功があり、 然るに何かにつけて心中甚だ不満に堪へないもののあつた孔敬は偶々襄陽を通過した際、 全期と兄の 廣とは共に桓玄のために執へられて殺され、 首級は京師に送られて朱雀門に 梟されるに至 唐書の宰相世系表にこの系統が全く見えないのはこれがためであり、 廣威將軍河南太守に拜せられ、 かねてから志を逞しくせんと欲していた 龍驤将軍に進み唐邑太守と 晉書はそれについて「楊 思平と尙保の兩人も 魯宗之の參軍 南朝に の劉

門閥としての弘農楊氏についての一考察

於て楊氏が歴史の舞臺に姿を現さないのもかかる理由に基くのである。

五

にその世系を辿り得るものは、この楊秉の家系以外にはないのである。それが南朝の初めに杜絕えたのであるから晉書 が「楊氏遂に滅ぶ」と記しているのはまことに故ありとしなくてはならない。 つたわけでは固よりない。しかし弘農楊氏の末と稱するものの中で、後漢から魏晉南北期まで少しも中絕することなし 弘農楊氏の最も有力な、或る意味では嫡流とも認むべき一支派が斷絕したとは言へ、弘農楊氏の血統が全く絕えて了

然その世系位は記して置くべきであるにも關らずそれを缺いているのは不可解である。 せらる」とあるに過ぎない。 するものなるか不明である。當時楊氏からは武元皇后と武悼皇后の二后(從姉妹)が出ているのであるから、晉書は當 后の父なるを以て超えて重任に居る」云々とあり乍ら、その世系に關しては全く記すところがなく、如何なる系統に屬 る。文宗の傳は極めて簡單なもので「魏の通事郞たり、封麥亭侯を襲う。早く卒し、后の父なるを以て車騎將軍を追贈 晉書には、 楊佺期の外に、楊文宗(卷九三外威傳)・楊駿(卷四〇)兄弟の傳とその女である二后の傳(卷三一)が存す 駿に關しては「弘農華陰人。少くして王官を以て高陸令、驍騎鎭軍二府の司馬となり、後、

に信じ難いものがある。また文宗と駿及びその二弟珍・濟との關係について通鑑は 近世の族譜である鹽城楊氏宗譜には楊駿を以て震の末子奉の玄孫としているが、父の名が空白になつているなど遽か

(武元皇) 后疾篤きや、帝、貴嬪を立てて后となさば太子の安からざるを致さんことを恐れ、帝の膝に枕し、泣きて

曰く叔父駿の女、芷、德色あり願くは陛下以て六宮に備へよと。帝涕を流して之を許す。(中略)帝初め を聘するや、后の叔父珧、上表して曰く、古より一門二后にして未だ能く其の宗を全くする者あらず、乞ふこの表を 異日臣の言の如くなりとも以て禍を発るるを得んことをと。帝これを許す。 〈註2〉

と文宗と駿らが明かに兄弟であることを認めている。これに對して、尊經閣本「世說人名譜」は次の如く記している。 魏通直郎麥亭侯。皆震後、莫ゝ知;其世次。臨晉必賜後。麥亭必奉後也。 又駿字文長、晉太傳臨晉侯、爲1,賈后所1,害。姚字文琚、晉尚書令右將軍。濟字文通、晉太子太傳右衞將軍。從兄文宗、

でなく、後考を俟つより他はないといふことになる。 これだと文宗と駿とは從兄弟だといふ見方も少々をかしくなつてくるのであつて、結局のところその世系は余り明か

招いて入朝せしめた上、その黨與の孟觀・李肇らをして楊駿謀反すと誣奏させて勅許を得、これを攻めて馬廐中に殺し の任に當つたがその政治を行うことが苛細であつたため中外の悪むところとなつた。惠帝の皇后賈氏は名だたる悍婦で 駿・珧・濟の三兄弟は權力を專らにし勢天下を傾けるに至つた。世に之を「三楊」と稱した。武帝の死後、楊駿が輔弼 したといはれる。楊太后も亦廢せられて庶人となり、太后の母龐氏は太后の切なる哀訴も空しく無慘な刑死をとげた。 あつたが、楊氏に對して非難の聲が捲き起りつつあるのをみて、これを打倒して自ら權力を掌握せんと企て、楚王瑋を ところで西晉の武帝は、太康以後、天下すでに無事なりとして、心を萬機に留めず酒色に耽り外戚を信任したため、 孟觀らは更に残・濟をはじめその親黨を誅し、三族にまで及んだので、これがために死するもの數千人の多きに達

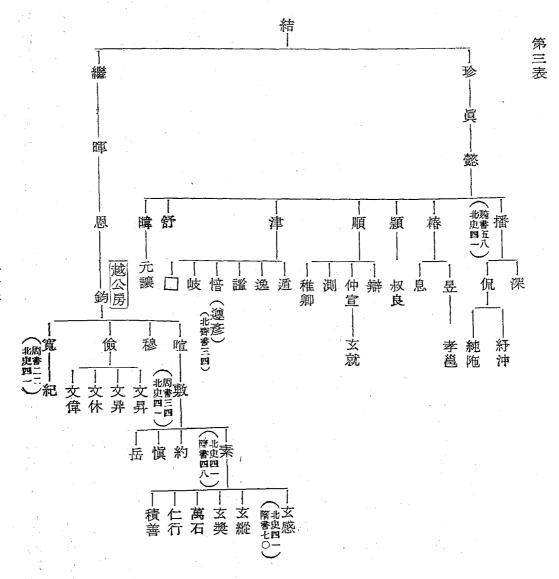
六

に仕へて中山の相となつたことが唐書の宰相世系表に記されている。結の子孫は後に拓跋魏に仕へて顯要の地位を占め 侯に封ぜられている。 に篤學で先業を傳へたが不幸にして敷は早く世を去り、子の衆は後漢の獻帝に仕へ侍中に拜せられ、 時大いに世に時めくに至つた。その系譜は第三表に示す如きものである。 奉の後と傳へられるものに、 この衆の直系かどうかは詳かでないが、 別に楊播の一派がいる。 奉に敷なる子と孫の衆がをつたことは楊震傳に見えている。 奉の八世の孫に結なるものがをり、 それが鮮卑の慕容氏 建安二年には一丁亭 共

その出自について疑問を感じていたことを示している。その家系に數代にわたるブランクが存することが魏收をして播 つたのであるから、 を無條件に弘農楊氏の末と認めるのを躊躇させたものと思はれる。今日このブランクを塡めることは非常に困難ではあ 結の長子珍の曾孫と傳へる楊播の傳(魏書卷五八)には「自ら云ふ恒農華陰の人なりと」とあつて、 逆にその偽託を立證することもまた難しい。その上に後述する如く、 その弘農楊氏たることには恐らく疑問の餘地はなからうと思ふ。 一族中には實際に華陰に住んでいた者もを 魏書の撰者魏收は

られ 稱せられた。 た。 は母王氏が文成帝の皇后の外姑であつた關係から朝廷の殊遇を蒙り、 當世之を榮とす」と魏書は記している。 華州とい 彼は安北將軍幷州刺史に除せられたが意に満たなかつたのか固辭したため改めて安西將軍華州刺史を授け へば彼の郷里である。 延昌の末に弟の津も同じく華州刺史に拜せられたので「兄播と前後みな本州に 「優賜しばしば加はり、 前後萬もて計る」と

牧たり、



六三二

事實は、 子の侃らが披訴すること多年に及んだ結果、 强制的に收用したとでもいふのであらう。 咎を受けるところであつたのを世宗の取計ひで贖罪といふ輕い處分で濟されたことが傳へられている。 を除かれて庶人とされた上、 弟の椿も太僕卿たりし時「細人を誘つて牧田三百四十頃に盜種」した廉により、 ただ才能のないのを口惜しく思ふのみだ」といふ風な意味になり、 りに受取つて差支へないとすれば、これは「家に立派な莊園があるからは出世のおそいことなど気にする必要はない。 なる野心もなく、從つて公卿の間には余りその名が知られていなかつた。そこで彼の親友が出仕をすゝめたところ、侃 記事が存する。それは播の子の侃に關するものであつて、 論議の對象になり易すかつたものと思はれる。この他にも楊播の一族が土地の經營に努めていたらしいことを思はせる ふのは魏書の播 「民田を假りる」といふのは 「苟も良田あらば何ぞ晩歳なるを憂へんや。但だ才具なきを恨むのみ」と答へていることである。若しこれを文字通 は華州 當時における楊氏一 刺史として在任中、 の傳に 門の盛な聲望と考へ合はせるとき矛盾撞着するものあるを感じさせられるのである。 「注籍盜門、 一體如何なることを意味するのであらうか。 「民田を假り」で御史王基の劾するところなり、 均田制の施行されていた時代であつただけに、土地の所有乃至經營はとかく 同籍合門不仕」 熙平中に至り鎮西將軍、 播の一門が貴盛を誇つていた中にあつて彼だけは官途に大い (戸籍に前科を記入し一族を禁錮に處するをいふか)という 官位に超然たる態度が窺はれる樣な気がする。 雅州刺史を贈られその爵を復して壯と諡された。 恐らく地方長官たるの權威を笠にきて民田 官爵を削られるに至つたが、 廷尉の告發するところとなつて危く名 これらの汚職 その死後 とい

侃 より已下率ね學尙多く、 時人欽羨せざるなし。 家の内、 男女百口、 **怨服爨を同じくするも、** 庭に間言なし、 魏の

と見えるばかりでなく、卷末の魏收の論にも

とあつて、その公私にわたる生活態度の眞面目さと一族穆居の有樣がいたく稱讃されているからである。 見て虚假とはなさじ。 播の弟の椿が七十五才で致仕して鄕里に歸らんとするに當り、諄々と子弟を戒めて次の如く說いている。 史臣曰く、楊播兄弟倶に忠毅謙謹を以て內外の任を荷ひ、公卿牧守、累朝に榮赫たり。所謂門生故吏天下に遍きも、 今日貧賤たらず、居住舍宅壯麗華飾せざるものは、正に汝ら後世賢ならず、これを保守する能はずしてまさに勢家の み。この故に別食するに忍びざるなり。また吾が兄弟世を畢るまで異居異財せざらんことを願へるは汝ら眼のあたり 是を以て恭儉の德漸く上世に如かざるを知るなり。また吾が兄弟もし家に在らば必ず盤を同じくして食し、もし近行 父真)の時の服飾を記し、つねに翁の布衣韋帶を著けたるを見る。常に諸父を約敕して曰く、汝ら後世もし今日より 二十年、二千石方伯絕えず、祿恤甚だ多し。(中略)われ上谷翁(曾祖父珍)の時のことは記えずと雖も、 我が家、 しかも言色恂恂として誠至に出で、恭德愼行は世の師範たり、漢の萬石の家法、 して至らざれば其の還るを待ち、中を過ぐるも食せず飢を忍びて相待つ。吾が兄弟八人なりしが今存する者三あるの また勢家と婚姻をなすを聽さずと。わが兄弟遵奉すること能はざるに至れり。今汝らの服乘漸を以て華好なり。われ も富貴となる者も慎しみて金一斤・綵帛百匹巳上を積みて用て富をなすこと勿れ、また生を治め利を求むるを聴さず、 魏に入るの始め、卽ち上客たり。田宅を給せられ奴婢馬牛羊を賜ひて遂に富室を成せり。それより今に至る 聞くならく汝ら兄弟時に齋を別にし獨食する者ありと。これまた吾ら一世に如かざるなり。吾 陳紀の門法も過ぎざる所なり 清河翁

下満足の義を知らしめ、一門の法となさんと欲すればなるのみ。是れ苟も千載の名を求むるに非ざるなり。 十五、自ら惟みるに気力なほ天子に朝觀するに堪う。孜孜として退くことを求むる所以のものは、正に汝らをして天 過を論ぜず、 悪を論ずべからず。吾れ自ら惟うに文武才藝門望姻援他人に勝らず、一旦位侍中尚書に登り、四たび九卿を歴、 わが言を記せば、 節を存し奢淫憍慢をなさざればたとい人に勝らずとも尤誚を発をるに足り、 び刺史・光祿大夫・儀同開府・司徒・太保となる。津、今また司空となるは、正に忠貞小心謹慎にして、口かつて人の 奪ふ所とならんことを慮ればなり。 へてより以來、高祖以下乃ち七の郡太守、三十二の州刺史あり、內外の顯職は時流比するもの少し、汝ら若し能く禮 貴賤となく之を待つに禮を以てせしに由る。是の故を以てここに至れるのみ。 百年の後、 終に恨なからん。(誰) (中略) 汝らもし萬一時主の知遇を蒙らば、宜しく深く言論を慎み輕々しく人の 名家を成すに足らん。 (中略) 吾いま年始めて七 汝の家皇魏に仕 汝ら能く

足といふことを子孫に要求している。 とした自身の苦い經驗から發しているものと推測せられるのである。 椿はこの處世訓の中で、飽くなき富や權勢の追求は結局において破滅に至るものである所以を諭し、謙退の德とか止 思ふにこれは彼が祖父の遺戒を守らず、 政府の牧田を盗種して危く名を除かれん

た。 姪早通す」とある樣に一時は大いに榮えたものであるが、北魏の敬帝の建明元年(五三〇)(鮭5) この一門は「其の家、 播の子の侃がその謀議に参劃したところから、爾朱氏の怨みを買つて一族全滅に近い悲慘な運命に見舞れるに至つ 爾朱兆が入洛するや侃は逃れて郷里の華陰に歸つたので爾朱天光は侃の子の婦の父なる章義遠をして彼を招かしめ 貴顯にして、諸子は弱冠にしてみな王爵に縻がる」とか、 (註2) 「時に播一門の貴、 九月、 帝が爾朱榮を誅した 朝廷に満ち、 子

り」といひ、從父兄の昱も「此の兒駒齒未だ落ちざるにすでに是れ我が家の龍文なり、 め幸に難を発るるを得た。 に襲はしめて「東西 辨・正平太守仲宣らは皆洛陽にをつたが、普泰元年(五三一)七月、爾朱世隆は「楊氏反を謀る」 て執へ殺した。 外に求むべし」と大いに器重し囑望していたといふ。 逸も時を同じうして爾朱仲遠の殺すところとなつた。 治せんことを固く請うたので帝も遂にこれを許した。 時に椿はすでに致仕して子の昱と共に華陰に住み、 (洛陽と華陰)の族、 彼は幼にして羣兒と異るところがあつたので、叔父の暐は 少長と無く皆之を殺し、 逸の弟の愔 世隆は直ちに兵を遣して津の第を圍ましめ、 (遵彦) はこの事件當時、 其の家を籍沒」した。光州の刺史であつた津の子の(誰の) 椿の弟の冀州刺史順・司空津 「此の見恬裕にして我が家の 更に十歳の後まさに之を千里の たまたま出て外に在つたゝ 天光もまた椿を華陰 と誣奏し、 順の子の東雍州 へて究 風 史

すませた後、 非命に斃れた。 の權力が余りにも强大なのを憂慮した愔らは二王を出して刺史となさんと企てたために却て彼らのクーデターに遭つて ぜられたが同年帝が崩じて太子殷 ず勇なりとは定めて虚論に非ざるなり」と嗟歎したといふ。 なかつた。 才幹あるをみて大行臺右丞に任じた。一族の遭難以來、 辛くも難を発れた彼は高歡のもとに身を寄せ、 彼は韓陵の戰でつねに先登に立つて奪鬪したため同僚はみな「楊氏は儒生なるに今遂に武士たり、 吏部尚書を經て尚書右僕射に進み太原長公主に尚し、 時に年五十五であつた。 (廢帝) 北史 が即位した。 (卷四一) 泣いて家の不幸を訴へ爾朱氏を討つの策を說いた。 には 時に新帝の二叔、 愔は常に喪にをり哀毁骨立する に至つたので 高歡は 彼は一時官を辭して郷里に歸り、 北齊の文宣帝の天保十年(五五九)には開封王に封 常山王演 (後の孝昭帝) 漸くにして一族の葬儀を と長廣王湛(武成帝) 歡は愔 慰問を怠ら 0 仁者は必 門地高く

門閥としての弘農楊氏についての一考祭

隆之、 んず。 じ貨財を輕んじ、 家門禍に遇ひ、 愔と宅を隣りす。 前後の賞賜積みて巨萬を累ぬるも、 ただ二弟一妹及び兄の孫女數人あるのみ。 前後の賜與は多く之を親族羣從に散ず。 嘗て其の內外に富胡數人あり。 之を九族に散じ、 左右に謂ひて曰く、 (中略)大位に居りしより私交を絕ち貨財を輕んじ仁義を重 孤幼を撫養し、 架篋の中にはただ書數十卷あるのみなりき。 慈旨溫顏はみな仁厚より出で、分義を重ん 我が門幸に此の物なしと。

李神儁・范陽の盧元明・北海の王元景・弘農の楊遵彦・淸河の崔贍を以て首となす」と見え、その方面でも當代一流の李神儁・范陽の盧元明・北海の王元景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ に足る一つの事例を見出すことが出來るのである。 名士として聞えていたことが知られる。 と、その爲人を偲ばせるに足る記事が載つてをり、 かくて楊氏は再び一大不運に見舞れたわけで、我々はここにも北朝政界における漢人貴族のデリケートな立場を窺ふ 「胡逆朝を擅にするに及び、 通鑑卷一五七には「この時、 鄴下風流を言ふ者 (李) 刑を淫りにし毒を肆にす。 諧及び隴西の 斯の族を以

唐書宰相世系表によれば、 順は河中永樂(山西省蒲州附近) に、 岐は原武(河南者原武縣) に徙り住んだとある。

報施の理何ぞ相反せるや」とは魏收の慨歎である。

七

てして斯の禍に遇ふ、

紀前半に楊氏から大中正が相ついで出ている――-うち一人は懿の末子暐 の大中正 次に結の次子繼の系統に眼を轉ずることにしたい。 が出ていることである。 州の大中正にはその地方の名望家が任ぜられる例であるのは周知の通りである。 これについて先づ注目されるのはこの系統から鈞 といふ事實こそは楊氏がその鄕國華州を代 寛の三人

表する名族であったことを物語るものである。

するところとなつた。その子の敷は西魏の末に廷尉少卿となり、斷獄平允と稱せられた。 孫鈞は 汾州の刺史となつたが、 「性通朗彊識にして學あり」と言はれ、 繼は 如何なる生涯を送つた人であるかは殆んど判つていない。その子の暉は北魏の洛州刺史、孫の恩は河間太守、 「博學彊識にして頗る幹用あり」(北史卷四一)と稱せられ、 北齊の來寇に遭ひ、 諫議大夫に拜せられ、 城陷り執へられて憂憤して歿した。 別將として廣陽王深に從つて葛榮を伐つたが却てその害 恒州刺史懷朔鎮將となつている。釣の子の喧も亦 のち北周の武帝の天和中には

華山郡公を賜つている。 周の武帝に歴事して臺閣にをり屢と武功を樹て保定元年(五六一)には總管梁興等十九州諸軍事梁州刺史に除せられ て一介の武辨ではなかつたやうである。 るといふ風であつた。長ずるに及んでよく文を屬しまた武事にも秀で、北魏の孝莊帝・孝武帝、 暄の弟寬は北周書(卷二二)に傳があり、それによると彼は少くして大志あり諸兒童と遊ぶにも必ず高處を擇んで坐 武成二年(五五九)に麟趾學士と共に詔を奉じて經籍を参定しているところをみると彼は決し 次兄の穆は幷州刺史、三兄儉は華州刺史であつた。 西魏の廢帝・ 恭帝、 北

陰の諸楊が彼らと同じく弘農楊氏の末と傳へている隋室よりも楊玄感の一族に對して一層の近親感を懷いていたためで 磔された玄感はその孫に當る。玄感が洛陽を攻めてついに抜く能はず、 あらうか。それとも煬帝の秕政に同族ながらも絶望を感じていたためであらうか。恐らくその何れでもあつたものと考 が自ら嚮導せんことを申し出たといる記事が隋書 隋代に司徒越國公として權勢を逞しくした例の楊素は敷の子であり、 (卷七〇) に見えている。一 西に赴いて關中に入らんとした際、 大業九年に李密らと叛を謀つて敗れ東都の市に 體これはどう解釋すべきであらうか。 華陰の諸楊

門閥としての弘農楊氏についての一考察

へられる。

感ぜらるのである。 なるに今ついに武士たり」などとも稱せられていて、楊寶以來の儒學の傳統がまだ失はれないで殘つていたやうにさへ 奉の系統中には州刺史として武勳をあらはしたものも少くなかつたが、 彼らは同時に博學彊識を謳はれたり、 「儒生

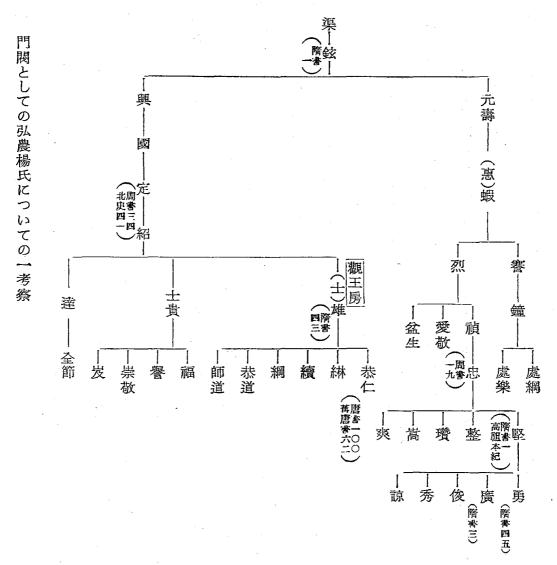
八

成亭侯に封ぜられたといふ以外は全く聞えるところがない。 に統と馥の二子があり、統の子の奇は、靈帝の時侍中となり强項を以て知られたが、その後裔は子の亮が父の功により では隋朝は如何なる家系に屬しているのであらうか。一般には隋室は楊震の長子牧の子孫であると言はれている。

十年ばかりの間に十七代を數へるといふのは如何にも不合理であるから、寧ろ隋書の記事に從ふべきだと考へる。 見出される。これは萬斯同も唐書宰相世系表訂譌の中で指摘している如く、 なる。鉉、元壽を生む。 それによると馥の十世の孫を孕といひ、孕の六世の孫に渠なるものがをり、燕の北平の太守鉉を生んだ。鉉の子が元壽 で、その子が惠蝦となつている。然るに隋書の高祖本記によれば 馥に關しては信賴すべき資料にはその名が見えず、わづかに唐書宰相世系表によつて傳へられているに過ぎないが、 後魏の代、 武川鎭の司馬となる。子孫因よりて焉に家す」とあつて世代數に大きな喰ひ違ひが 「漢の太尉震の八代の孫鉉、 漢の靈帝から前燕 燕に仕へて北平の太守と (代に當る) に至る百七

元壽の子の蝦

(惠嘏) は太原太守、その子の烈は平原太守、烈の子の禎(楨) は寧遠將軍であつた。元壽以後の世系



られ、 は周 戰つて殊勳をたて、 氏、その妻は呂氏と言ひ、 めるに際して、 で沉深にして將帥 强力に推進し、 拜されたが、やがて外戚として權力を掌握し、ついにその禪を受けて帝位に卽いたことは周知の通りである。 保定年間に柱國大將軍少保興城郡公を贈られた。 書の楊忠傳にも見えてをり、 隨國公に封ぜられて邑萬戸と、 忠は前鋒となつて大いに活躍した他、 元帥として自ら山野を馳驅したが、 Ó 略ありと言はれた。 西魏の恭帝からは姓普六如氏を賜り、 何れも余り聞えた家の出ではなかつた。忠の歿後、子の堅が爵を襲ひ、 それによると禎は魏末の喪亂に地を中山に避け、 ほかに竟陵縣に一千戸を賜つた。 はじめ爾朱氏に仕へたが、のち北魏の孝武帝に從つて入關し、 間もなく天和三年 北齊の侵入を撃退するなどの功ありたるにより柱國大將軍に その子の忠がすなわち隋の文帝 北周に至つて

管陳留郡公に進められた。

于謹が梁の

江陵を (五六八) ついで彼は突厥と力を併せて北齊を討つの に六十二才で病歿した。 義徒と結んで鮮于脩禮 (楊堅) の父で、 開府儀同三司 堂々たる偉丈夫 東魏並びに梁と を討つて戦 忠の母 小宮 進 は 伯 攻

室は、 **斷していて曖昧なこと闫隋室の家族關係が中國的儒教的でなく寧ろ塞外民族のそれと暗合する點のあること、** 考」なる論考を發表してこの問題を論じてをられる。 記されているところをみると、彼らはどうも貴族的な文雅な教養には缺けていたらしく思はれるのであり、この邊にも 强い疑ひを投げかけて この隋室が果して弘農の楊氏の末であつたか否かは頗る疑はしいものがあり、 回

統・突

厥などと

婚を

通じて

いることなど

の理由を

擧げて、 血液の上でも習俗の面でも可成り鮮卑化されていたらしい。 いるのである。 現在の段階ではまだそこまで斷定し切れないが、 氏は台隋の先世が久しく武川鎭に住んでいたこと曰その世系が 明察の英主文帝の如きですら、 隋室は果して純粹の中國民族であつたかどうかに 王桐齢氏もかつて「楊隋李唐先世系統 元壽以來久しく北邊にをつた隋 「學を悅ばず」 四好んで と明

九

地步を占めてをつた關係から當然多數の門生や故吏を有していたものと考へられるのであるが、大體から言つて弘農 が住み、從つて可成りの土地や奴婢なども所有していたであらうことは充分推察される。 ある華陰とも終始密接な關係を保持していたやうで、そこには祖先以來の憤墓が存したばかりでなく、 すると認めることが出來よう。 楊氏には豪族的性格よりも官僚的性格の方が顯著に認められるやうに思ふ。而してそこに門閥としての楊氏の特色が存 吏天下に遍し」(卷五八)ともあつて、楊氏は早くから北朝政權と結び付いて累代爵號を與へられ一時は官界に大きな 楊氏は北朝の治下において有力な一門閥を形成し名族として知られていたことは上述せる通りであるが、その郷里 のみならず魏書には 連綿として血 「門生故

論文「記唐代李武韋楊婚姻集團」などが發表されているが、それに對する批判もこれを他日に譲ることにしたい。(誰)) 十一人の宰相が出てをり、それが悉く弘農楊氏の流れを汲むものとなつている。その中には楊再思や楊國忠などのやう 政界に活躍して名を成したもののをつたことは認めないわけにはゆかない。唐代の楊氏に關しては陳寅恪氏の興味ある に家系の疑はしいものも若干含まれていてそれをそのまゝ信ずることは出來ないにしても、 隋唐時代に於ける楊氏に關しては紙數の關係上割愛することにするが、唐書の宰相世系表に從へば唐代には楊氏 弘農楊氏の子孫中に唐代の から

註

職 (叔向) 伯石

1 季夙 (?)

とも太州とも稱す)に屬し、縣名も仙掌縣又は太陰縣と改められたこともあつた。

華陰縣は北魏では華山郡(魏書一〇六下、地形志)に、隋初には京兆郡(隋書二九、

地理志)

唐では華州、

(時には大州

3

金石萃編に見える漢太尉楊震碑には震の子として他の四子の名は見えているが、里の名は見當らない。

- 宣帝の五鳳四年四月辛丑朔に起つた日蝕である。
- 5 後漢書八四に、

4

2

份震少好學受歐陽尚書於太常桓郁、 明經博覽無窮究、 諸儒爲之語曰。

關西孔子楊伯起。

问秉、 少傳 父業、 兼明京氏易、博通書傳、常隱居教授

(Y)賜、少傳家學、 篤 志 博 聞、 常退居隱約敎授門徒

口彪、少傳家學

9 8 7 6 世說新語 卷四 捷悟

魏志一九、 陳思王植傳注

世說新語 卷三 識鑒

同上 卷四 品藻

10 晉書 卷八四

11 同上 卷八四

12 卷八〇 晉紀世祖武皇帝泰始十年秋七月——咸寧二年冬十月

六四二

- 13 卷五八
- $\widehat{14}$
- 北史
- 15 卷四一
- 同上 卷四一 楊遁傳
- 楊侃傳
- 卷一五五 梁紀武帝中大通三年六月

16

- 18 17 歷史研究 この兩人の名は後漢書には見えず。しばらく唐書宰相世系表の記載に從つて置く。 創刊號 一九五四
- 本研究は昭和三十二年度文部省科學研究費の補助による研究の一部であることをこゝに申し添へて置きたい。

(古代學第七卷第一號)

拔刷を惠與された。後漢官僚と曹魏官僚

の性格に犀利なメスを加へられたものである。

本論文の校正中に矢野主税教授から「門閥貴族の系譜試論」

補注